

東京都カーボンプレジットマーケットサポートデスクのご案内

1. 事業目的

東京都では、2050年にCO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内の中小企業等の脱炭素化に向けた様々な取組を進めています。中小企業等が脱炭素化を進めるに当たっては、省エネ設備の導入等による自社の温室効果ガスの排出量を削減する取組に加え、カーボンプレジット（※）の活用も効果的です。そこで、東京都では、2025年3月、国内外のカーボンプレジットを容易に取引できる独自のシステム「東京都カーボンプレジットマーケット」の運用を開始しました。

東京都カーボンプレジットマーケットサポートデスクでは、「東京都カーボンプレジットマーケット」の活用に関するご相談・お問い合わせに対応するとともに、中小企業等を対象に脱炭素経営に向けた「知る」「測る」「減らす」の3つのステップに応じた各種支援を行います。

※カーボンプレジットとは、省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO₂の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したものです。

2. 支援内容

東京都カーボンプレジットマーケットサポートデスクでは、中小企業等に対し以下の支援を2026年度末まで無料で実施します。（2）～（4）の支援には利用申込が必要です。まずはお電話でのご相談も受け付けております。

なお、各支援はすべての申込者に一律で提供されるものではなく、申込者の脱炭素化への取組状況や支援希望内容等を踏まえ、運営事務局が適切と判断した支援を実施します。

（1）脱炭素経営に取り組む意義を“知る”ための支援

脱炭素経営やカーボンプレジットに関する情報をウェブサイト上で提供しています。

【ウェブサイト URL】 <https://try.offset.now.metro.tokyo.lg.jp/>

（2）自社のCO₂排出量を“測る”ための支援

お申込みから2027年3月末までの期間において、CO₂可視化ツールを利用いただけます。

【CO₂可視化ツール詳細】 <https://try.offset.now.metro.tokyo.lg.jp/doc/tansaku-kun.pdf>

※ご希望がある場合に限り、2027年4月以降の継続利用に関する手続きをご案内いたします。なお、契約が自動的に継続されることはありません。

（3）CO₂排出量を“減らす”ためのナビゲーターによる支援

CO₂排出量を減らすための取組について、ナビゲーターがマンツーマンで支援します。

【ご支援内容例】

- ・算定結果と取引先要請内容に基づく削減目標の設定支援
- ・削減対策事例の紹介
- ・各種補助金の紹介

（4）「東京都カーボンプレジットマーケット」の活用に向けた支援

「東京都カーボンプレジットマーケット」の活用に向け、ナビゲーターがマンツーマンで支援します。

【ご支援内容例】

- ・カーボンプレジット活用事例の紹介
- ・カーボンプレジット活用による各種法令等への対応検討
- ・カーボンプレジット活用による企業価値向上策の検討

・カーボנקレジットを活用したプロモーション等の企画・実施に係る経費を対象とする補助金のご案内

3. 利用申込方法

下記利用申込フォームより必要事項を入力の上、お申し込みください。

【利用申込フォーム】<https://form.run/@tokyo-carbon-support-entry>

4. 2026 年度利用申込受付期間

2026 年 6 月 15 日（月）から 2027 年 2 月 28 日（日）まで

5. 支援対象

次の①～⑦のいずれかに該当する東京都内に事業所を有する中小企業等（個人事業主を除く）であること。

① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

業種	資本金及び従業員
a.製造業、建設業、運輸業、その他の業種（b.c.d を除く）	3 億円以下または 300 人以下
b.卸売業	1 億円以下または 100 人以下
c.サービス業	5,000 万円以下または 100 人以下
d.小売業	5,000 万円以下または 50 人以下

② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する協業組合

③ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する企業組合

④ 学校法人

⑤ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

⑥ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

⑦ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

6. 留意事項

（1）以下に該当する場合、本サポートデスクの支援対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・申込者の所属する企業・団体が上記 5 の支援対象に該当しない場合
- ・申込内容に不備がある場合
- ・申込に際し虚偽の情報を記載し、その他都及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

（2）申込や支援の実施にあたりご提供いただく個人情報を含む情報等は、別途定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

（3）本サポートデスクが提供する支援は無料です。ただし、2027 年 4 月以降に CO₂可視化ツールを継続される場合は、有償での対応となりますので、ご了承ください。

（4）利用申込フォームにご入力頂いたご連絡先宛てに、東京都から本サポートデスクに関する施策についてのご案内等をさせていただきます場合があります。

（5）本サポートデスクに関するご相談については、運営事務局までご連絡ください。なお、本サポートデスクがご案内する CO₂可視化ツール固有のサービスに関する事項については、ツール運営事業者が定める規約に準じます。

7. 問合せ先

東京都カーボנקレジットマーケットサポートデスク運営事務局

[TEL:03-5539-6903](tel:03-5539-6903)（平日 10:00～17:00）

メール： tokyo-carbon-support@jbx.jtb.jp

URL： <https://try.offset.now.metro.tokyo.lg.jp>

※本事業は東京都より委託を受け、株式会社JTBBビジネスプラットフォームが運営しています。